平成１８年（排）第３３号

排　除　命　令　書

群馬県吾妻郡草津町大字草津２４８番地１１
有限会社湯本物産
同代表者　代表取締役　湯　本　彦　二

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　有限会社湯本物産は，取引先の観光土産品の小売業者を通じて一般消費者に販売した「天然湯の花」と称する入浴剤（２２０グラム入り），「草津温泉湯の花」と称する入浴剤（３００グラム入り）及び「天然湯畑の花」と称する入浴剤（２３０グラム入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，「天然湯の花」と称する入浴剤（２２０グラム入り）及び「草津温泉湯の花」と称する入浴剤（３００グラム入り）については昭和６３年３月ころから平成１８年８月ころまでの間，また，「天然湯畑の花」と称する入浴剤（２３０グラム入り）については平成１３年４月ころから平成１８年８月ころまでの間，当該入浴剤の包装袋において行った，当該入浴剤の原材料として原油から生産された硫黄又は当該硫黄に炭酸カルシウムを混ぜたものを用いているにもかかわらず，あたかも，原材料として群馬県吾妻郡草津町に所在する温泉で採集された湯の花を用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該入浴剤の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　有限会社湯本物産は，今後，「天然湯の花」と称する入浴剤（２２０グラム入り），「草津温泉湯の花」と称する入浴剤（３００グラム入り）及び「天然湯畑の花」と称する入浴剤（２３０グラム入り）又はこれらと同種の入浴剤の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該入浴剤の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　有限会社湯本物産は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　有限会社湯本物産（以下「湯本物産」という。）は，肩書地に本店を置き，観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

2　湯本物産は，昭和６３年３月ころから平成１８年８月ころまでの間，「天然湯の花」と称する粉末状の入浴剤（２２０グラム入り。以下「天然湯の花」という。）及び「草津温泉湯の花」と称する粉末状の入浴剤（３００グラム入り。以下「草津温泉湯の花」という。）を，また,平成１３年４月ころから平成１８年８月ころまでの間，「天然湯畑の花」と称する粉末状の入浴剤（２３０グラム入り。以下「天然湯畑の花」という。）を，それぞれ，群馬県吾妻郡草津町に所在する取引先の観光土産品の小売業者を通じて一般消費者に販売していた。

3 (1) 湯の花は，温泉の成分が析出し又は沈殿したものであり，湯の花を乾燥させ粉末状にしたものは家庭用の入浴剤として一般消費者に販売されている。

(2) 群馬県吾妻郡草津町に所在する温泉（以下「草津温泉」という。）のゆう出地である湯畑は，草津温泉の湯の花の採集地として，一般消費者に認識されている。

4　湯本物産は

(1) 天然湯の花の包装袋（別添写し１）の前面に「草津温泉　天然　湯の花　純度１００％」，同裏面に「この湯の花は源泉から採集された天然湯の花です。小さじ一～二杯の湯の花を風呂に入れますと家庭で温泉気分が満喫できます。」と

(2) 草津温泉湯の花の包装袋（別添写し２）の前面に「草津温泉　湯の花」，

同裏面に「湯の花　スプーン一～二杯の湯の花を御風呂に入れますと、御家庭で温泉気分が味わえます。」と

(3) 天然湯畑の花の包装袋（別添写し３）の前面に「草津温泉　天然　湯畑の花　純度１００％」，同裏面に「この湯の花は源泉から採集された天然湯の花です。小さじ一～二杯の湯の花を風呂に入れますと家庭で温泉気分が満喫できます。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，当該入浴剤の原材料として草津温泉において採集された湯の花が用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，原材料として草津温泉で採集された湯の花は用いられておらず，原油から生産された硫黄又は当該硫黄に炭酸カルシウムを混ぜたものが用いられているものであった。

５　本件について，当委員会が調査を開始したところ，湯本物産は，平成１８年８月３日以降，天然湯の花，草津温泉湯の花及び天然湯畑の花の販売を中止するとともに，平成１８年８月３１日までに流通している当該商品を回収した。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，湯本物産は，入浴剤の内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生